



青森・秋田・岩手 開催報告

北東北3県域アパレル企業 ビジネスマッチングフォーラム

2月16日(水) 13:30~19:15 ★主催:岩手県北広域振興局、(財)いわて産業振興センター

首都圏のアパレルメーカーと、岩手「二戸・久慈」、青森「三戸・八戸」、秋田「大館・鹿角」地域等の3県のアパレル企業を対象とした「北東北3県域アパレル企業ビジネスマッチングフォーラム」を、二戸パークホテル(二戸市)にて開催しました。

これまで、当センターは、二戸・久慈など県北地域産業振興の観点から、平成20年度から隣接する八戸地域等との交流を促進する取り組みを実施してきましたが、第5回目に当たる今年度は、「岩手県北広域振興局」とともに、「青森県、秋田県、(財)21あおり産業総合支援センター、(財)あきた企業活性化センター、関係市」等との共催にて、受発注取引につながる面談のほか、同業他社との交流・連携、協業などビジネスマッチングの機会を創出して、企業間の交流を促進し技術力や競争力を高め、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的に企画し、当日は、首都圏(21社32名)、青森県(9社10名)、秋田県(5社8名)、岩手県(19社20名)

と行政等関係者10機関30名の合計100名が集結、大盛況となりました。

フォーラムは、午後1時30分にスタート。はじめに、岩手県・東大野県北広域振興局長、当センター長葭専務理事の挨拶のあと、全参加企業によるプレゼンテーションを行い、自社の概要、生産・製造品目の説明のほか、自社固有の技術力などのアピールが行われました。

続いて、事前希望によるビジネスマッチング(個別面談)を各社6回(15分/回)行い、商談・情報交換が行われました。

最後に、交流懇親会を行い、名刺交換を行いながら交流を深めました。約6時間におよぶ当フォーラムは、夜7時過ぎにお開きとなりました。

今回参加いただいた企業・関係者は、県境を越えた活動はあっても、一堂に会することはなかなかないことです。今回のフォーラムは、それが実現した場となったばかりでなく、これから始まるであろう、コラボレーションのきっかけとしても大いに役立ったようです。

下請法を学ぼう!

第6回:最終回



下請代金支払遅延等防止法(下請法)は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を図ることを目的とした法律です。本欄では、下請法について、数回に分けて解説してきました。「下請法を学ぼう!」最終回は、「下請代金の減額の禁止」についてです。

下請代金の減額の禁止(下請法第4条第1項第3号)

親事業者が、発注時に定めた下請代金(発注書面、契約書、単価表等に記載された金額)を、「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないのに、発注後に減じて支払うと、「下請代金の減額」として下請法違反となります。

「**下請事業者に責任がある**」として、**下請代金の額を減じることができるのは、次の場合に限られています。**

- ①下請事業者の給付の内容に瑕疵(不良品の納入、納期遅れ等)があるとして、受領拒否又は返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
- ②下請事業者の給付の内容に瑕疵があるとして、受領拒否又は返品できるのに、親事業者が自ら手直しをした場合に、手直しの費用分を減じるとき。
- ③瑕疵の存在又は納期遅れ等により商品の価値が低下したことが明らかの場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

減額に該当する行為には次のようなものがあります。

【新単価の遡及適用による減額】

●親事業者は、単価引下げの合意が得られた下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価をさかのぼって適用し、下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより下請代金の額を減じていた。

【下請代金から一定の金額を差し引いて支払うことによる減額】

●親事業者は、「歩引き」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより下請代金の額を減じていた。

【金利引きによる減額】

●親事業者は、下請代金の額が一定金額以上の場合、原則として手形払にしているが、現金での支払を希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を「割引手数料」として下請代金から差し引いて支払うことにより下請代金の額を減じていた。

【1円以上の単位の切捨てによる減額】

●親事業者は、支払時に100円未満の端数を切り捨てることにより下請代金の額を減じていた。

【原材料価格の下落を理由とした減額】

●親事業者は、発注後、下請事業者の仕様する原材料の市場価格が下落したことから、下落分を値引きするよう要請し、一定額を下請代金から差し引いて支払うことにより下請代金の額を減じていた。

下請法では、値引き、協賛金、歩引き等、名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との間で合意があったとしても、その内容が下請事業者の責任のない理由により下請代金から減じるものであれば減額として問題となりますので、親事業者は、下請法に違反することのないよう、下請代金の支払については十分留意してください。

「下請法を学ぼう!」と題して、これまで、6回に渡り、下請法の適用範囲、親事業者の義務、違反行為について解説してきましたが、更に詳しく知りたい方、疑問がある方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

また、公正取引委員会のホームページでは、下請法を分かりやすく解説した動画を配信しているほか、下請法を解説したパンフレットも多数ありますので、社内研修などにお役立てください。

詳細はこちら→ <http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

お問い合わせは

公正取引委員会事務局東北事務所 下請課
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022-225-8420 (直) FAX 022-261-3548